

大阪府知事 建野 郷三 書翰

大阪居留地議長 リベランド、シエスワーレン宛

明治十四年五月十二日

新條約書草案中更生ノ件申越返翰

WASEDA UNIVERSITY LIBRARY

647, 1-CHOME, TOTSUKA-MACHI,
SHINJUKU-KU, TOKYO, JAPAN

特別
リ 5
8635
4



第拾九号

本月六日附貴翰、以テ新條
 約書草案中更正、件付
 御申越、趣致兼知候右箇條
 内職任相續者、一句附加件
 御來示、通兼諾致候第
 二条中借地料收納期限更正
 ノ義、豫テ我中心政府ヨリ達
 之有之當度、如キ結約ニ付
 テ我會計年度七月一日ヨリ翌
 年六月三十日迄
 基キ收納期限取極候成規、付
 原案、通テ御兼諾相度候
 尤「千百二十一年七月一日」初期、
 三ノ語、附加可致候乍古若
 議旨、於テ該期限更正儀切
 望ニ候、一應我中心政府、
 稟議、上何分、御答可及
 候条至急御回答相成度候
 謹言

明治十四年 五月十二日

大阪府知事 建野郷三



大阪居留地議長

リベレンド、シ、エスワール、貴下

